

## 規制シートに係るこれまでの経緯について

## 1. 規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

規制改革に関する第 2 次答申（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議決定）を踏まえ、当面、見直し時期が到来する規制、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に規制シートを作成することを決定。

## 2. 規制レビューの実施について（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）

規制所管府省の作業負担を勘案し、「見直し時期が到来する規制」について、当面、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制に限定することを会議として決定。

## 3. 第 43 回規制改革会議（平成 27 年 3 月 25 日）

平成 27 年度に見直し時期が到来する本省庁課長クラス以下の通知・通達等について、規制改革会議に 4 件の規制シートの提出があったことを踏まえ、規制シートの作成対象範囲の拡大について検討するため、平成 27 年度及び平成 28 年度の法令等のレベルごとの見直し対象を事務局において調査することとなった。

## 4. 第 45 回規制改革会議（平成 27 年 5 月 18 日）

事務局から、平成 27 年度及び平成 28 年度の法令等のレベルごとの見直し対象について調査した結果を規制改革会議に報告。

当該結果を踏まえ、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制については、

- ・ 法律に係る規制について、規制シートの作成対象とする
- ・ 規制シートの作成対象となる法律に関する「政令、省令、告示」及び「通知・通達等（本省庁課長クラス超レベル）」に係る規制について、法令等の名称リストを作成する

こととし、平成 27 年 6 月末までに事務局に送付するよう規制所管府省に求めることを会議として決定。

また、「規制改革会議における審議事項に関連する規制」について、第 4 期においては、規制シートの作成対象とすることも会議として決定。

## 5. 規制改革に関する第 3 次答申（平成 27 年 6 月 16 日規制改革会議決定）

当面優先的に作成すべき規制シートの範囲を、以下のとおり拡大することを答申。

## ア 見直し時期が到来する規制

平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの

イ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

ウ 規制改革会議における審議事項に関連する規制